公　告

諸　事　項

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３号
山形県天童市長岡北３丁目８番14号
破産者　株式会社ＫＲ
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７５３号
福岡県大野城市御笠川４丁目10番14号
破産者　有限会社エクセルシア
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７９６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須68番地の１
破産者　株式会社ニット一
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２５４号
福岡県春日市下白水南６丁目６番地
破産者　株式会社ギャラクシーネット九州
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４１２号
福岡県大野城市平野台２丁目11番11号
破産者　有限会社システムトラスト
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５３号
栃木県那須郡那須町大字漆塚22番地１
破産者　株式会社ナオテック
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５４号
栃木県那須塩原市一区町217番地26
破産者　直井　　正
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３２号
栃木県宇都宮市下栗町2913番地１
破産者　長谷川博也
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９７号
栃木県下野市下古山2230番地８、開始決定時の住所栃木県那須烏山市大沢770番地２
破産者　村山　哲夫
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４８号
栃木県那須烏山市大沢770番地２
破産者　有限会社アクセスアドテック
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７０号
栃木県宇都宮市上戸祭町740番地27
破産者　株式会社タッセル
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７１号
栃木県宇都宮市鶴田町547番地３　松本ハイツＡ101、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町740番地27
破産者　山中　隆司
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７２号
栃木県宇都宮市鶴田町547番地３　松本ハイツＡ101、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町740番地27
破産者　山中惠美子
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１０号
福岡県糸島市飯原351―７
破産者　株式会社采技建設
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２２７号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子４丁目14番７号
破産者　株式会社エスエヌディー
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８１号
東京都昭島市緑町１丁目19番20号
破産者　木村多美子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６６７号
東京都西東京市新町６丁目７番15―202号
破産者　高橋　英一
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２３６号
横浜市港南区日野中央２丁目21番21―601号
破産者　有限会社大栄商事
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５９号
東京都港区六本木７丁目10番23号
破産者　株式会社ハイブインターナショナル
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２９０号
横浜市南区井土ケ谷中町69番地
破産者　有限会社東英設備工業所
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５９号
神奈川県鎌倉市台５丁目１番16―203号
破産者　有限会社ワイピーシー
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３７０号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目66番地
破産者　株式会社イグニッションコンサルティング
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部